

令和3年度 事業計画書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

《公益社団法人としての基本方針》

当法人は個人の精神的健康をカウンセリングによって援助することを基幹におく統合的援助機関である。

個人の精神的健康を維持することは、健康な社会を維持することにつながる。その観点から精神的問題を抱える個人・家族に対してカウンセリングを中心とした対人援助活動を行っている。その際に精神的問題を抱える個人にのみ焦点を当てるのではなく、個人と個人を取り巻く家族・社会環境も視野に入れた大きな枠組みでカウンセリングを捉え、当法人の取り組みで得た知見をさまざまな形で社会に還元する事が、個人と社会がともに健康であり続ける事に繋がると考える。具体的には、症状や問題を呈している本人だけではなく、家族の相談、並行面接や合同面接も行う。カウンセリングを行う中で、必要に応じて医師・学校関係・弁護士・保健センター・児童相談所・社会福祉機関等の地域援助機関と連携を密にすることで、それぞれの機関が有機的に機能できるように援助する。それが個人を取り巻く環境調整の役割を担う事にも繋がる。さらに地域社会における援助機関の要請に応え、相互研鑽の場を提供する。

また地域で実際に活動する対人援助の専門家を養成することで、地域社会への貢献を行う。また地域のなかでの相談しやすい相談機関を目指して地域活動を行っていく。この基本方針に基づき、公益目的事業と収益事業を行っていく。

公益社団法人として9年目に入る年度として、法人としての社会的使命を踏まえ、さらに事業を確実なものにしていく。

特にコロナ禍の状況で当法人が社会から期待されていることが明確になってきた。相談業務は減少することなく継続されており、新規ケースも増えていることから、社会情勢が不安定になっている時こそ門戸が開かれている相談機関は必要とされていると考えられる。

I 公益目的事業

1. 公益事業 相談事業

《社会的問題に対応する心の問題、精神的な健康をカウンセリングにより援助する事業》

現在の社会の中で特に問題とされる以下の6つの問題に対して、カウンセリングを中心においた当法人の援助システム（個人のカウンセリングを行うとともに、他の援助機関と相互連携し、有機的な対人援助を行い、さらにそこから得た知見を社会に還元していく）を機能させる。もっとも、精神的症状を呈する個人の問題は、どの問題も単一ではとらえられないものも多く、複雑に絡み合っているのが実情である。

(1) 精神的症状（うつ等の精神疾患、自殺予防、メンタルヘルスを含む）

複雑な社会状況、家族の在り方の変化を背景に、精神的健康が疎外され、精神的に不調に陥ったり、精神的症状を呈する人が増えている。そういった人に対して精神科医療と連携を取り合い、必要な家族関係の調整・環境調整を行いながらカウンセリングを実施する。

また、勤労者が職場で抱えているストレスも増加している。そのストレスのために精神的不調に陥り、身体症状に現れる等、休職・退職に追い込まれる勤労者のメンタルヘルスの一助としてカウンセリングを実施していく。

さらにこの事業は、精神症状が重篤化して自殺に至ることを予防するという「自殺予防」の一助を担っている。

(2) 教育問題

学校現場で起こる、「いじめ」「不登校」等の教育問題に対して、その児童・家族へのカウンセリングを実施する。また、児童を取り巻く教育環境の調整をすべく関係機関との連携をとっていく。また不登校から引きこもりに陥った人、及び家族へのカウンセリングを実施し、社会復帰へと向けた援助を行う。

(3) 虐待

こどもの健全育成を阻む要因の一つである虐待問題に関して、虐待を行ってしまった保護者へ、家族再統合を目的に再発の防止に向けてのカウンセリングを実施する。また予防的観点から、虐待を行ってしまう可能性のある親子の援助も実施する。

(4) DV

社会生活の基盤である家庭内で行われる配偶者からの暴力（DV）は人権問題であり、こどもの成長にも重大な影響を与える。DV被害者の支援（カウンセリング、生活再建へ向けた関係機関との調整等）とともに加害者に対して再教育カウンセリングを実施する。

(5) ハラスメント

社会的関係の中で行われるハラスメントは、個人の大きな精神的負担になり、精神的不調の原因になり、休職、退職を余儀なくされる場合もある。ハラスメント問題に悩む人のカウンセリングを実施し、ハラスメント問題の解決に向けて関係機関との調整を含む実際の援助を実施する。またハラスメントに関する啓発セミナーを実施する。

(6) 犯罪被害者支援及び加害者更生支援

犯罪被害そのもの、捜査過程、裁判過程、「被害者」として特別視されること等、心理的傷付きを負った犯罪被害者に対してカウンセリングを実施する。

さらに犯罪加害者（主に起訴後）、刑期を終えた加害者の更生・再発防止のためのカウンセリングを実施する。犯罪加害者の社会的受け容れを視野に入れ、加害者家族の精神的負担も考慮したカウンセリングを実施する。ストーカー加害者に特化したカウンセリングも実施して行く。

2. 公益事業 研修事業

《対人援助活動のための研修、人材育成及び講師派遣等事業》

対人援助において、援助者の資質や、技量、専門的知見が厳しく問われる。豊かな対人援助の担い手を育成することは、当法人の大きな使命である。カウンセリング事業で得た知見を元に人材育成を目的に、スーパーヴィジョン、心理臨床や社会福祉、教育、医療、司法等対人援助の現場に必要な専門性の高い研修（講演会、シンポジウム、研修会、セミナー等）を実施する。

いずれの研修も専門家を目指す学生、初心者、経験者からの要望の高いものであり、かつ参加しやすい研修とする。

研修事業は①対人援助現場で働く専門家のニーズに合った研修 ②継続型にすることで、さまざまなケースに触れ、体系的に学びを深めることにより現場で実際に生かすことができる ③研修を受けた専門家がさらに研鑽を深めていくモチベーションを育てる。の3点を目標とする。

今年度はコロナ禍の中での開催になり、万全の感染対策密をして、会場の工夫もしながら、集まる機会を減らす意味でも、出来る講座はワークショップ形式にした。

(1) AFC（葵橋ファミリー・クリニック）教育・研修講座

a. 対人援助の基礎講座

①対人援助家のための気功 自分の身体とつきあう（全4回）

講師：濱野清志（京都文教大学臨床心理学部教授／臨床心理士）

b. 対人援助の専門講座

- ①心理臨床における「みたて」の技術（全1回）
講師：濱野清志（京都文教大学臨床心理学部教授／臨床心理士）
 - ②発達の視点を味わうー ウェクスラー式検査の基礎を学ぶ（全3回）
講師：福永友佳子（パームこどもクリニック・オフィスオータム／臨床心理士）
 - ③発達の視点を味わう【事例編】ー ウェクスラー式検査の実際（全3回）
講師：福永友佳子（パームこどもクリニック・オフィスオータム／臨床心理士）
 - ④ロールシャッハ・テスト 入門編（全6回）
講師：中尾文彦（独立行政法人 やまと精神医療センター／臨床心理士）
 - ⑤ロールシャッハ・テスト 応用編（全3回）
講師：山本昌輝（立命館大学名誉教授／臨床心理士）
 - ⑥基礎から学ぶバウムテスト（全3回）
講師：青木健次（京都大学名誉教授）
 - ⑦グループ・スーパーヴィジョン（全4回）
講師：橋本朋広、山本陽子（AFC 臨床心理士）
 - ⑧ソーシャルワーカーのためのスーパーヴィジョン（全2回）
講師：福山和女（ルーテル学院大学 名誉教授）
- c. 個人スーパーヴィジョン、個人コンサルテーション、教育分析、自己覚知
臨床心理士養成課程大学院生のスーパーヴィジョン
講師：AFC 臨床心理士
- d. 教育講座 講演会・シンポジウム
「一般公開講演会」鏡リュウジ講師による講演会を計画している。

(2) 講師派遣、研修会企画・実践

- a. 講師派遣ー各種職場、組織、グループからの依頼に応じて講師を派遣する
- b. 相談員の新人研修・スーパーヴィジョン・コンサルテーション

II 収益目的事業

1. 収益事業 相談事業

《個人・家族の問題に対応する精神的健康をカウンセリングにより援助する事業》

他機関との連携が必要なく、個人・家族の問題としてカウンセリングを実施する。

- (1) 個人、夫婦、親子、家族に対するカウンセリング

III 広報

- (1) ホームページ作成、更新等
- (2) AFC 研修プログラムの作成、各種案内等
- (3) AFC ニュース（10号）の発行
- (4) 会員募集の案内等
- (5) 地域（学区）地図への記載

IV 学会の参加及び研究発表

- (1) 日本心理臨床学会
- (2) 日本箱庭療法学会
- (3) 日本精神分析学会
- (4) 日本人間性心理学会
- (5) 日本臨床心理身体運動学会
- (6) 日本ロールシャッハ学会